



平成 29 年 9 月 12 日
住宅局安心居住推進課

平成 29 年度「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」の説明会の開催

高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設など、民間賃貸住宅や空き家を活用した新たな住宅セーフティネット制度が 10 月 25 日から始まります。

国土交通省は、住宅確保要配慮者向けの住宅を早期に確保し、その供給促進を図るため、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費を支援する「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を創設し、9 月下旬から公募を開始する予定です。(公募の詳細については改めてお知らせします。)

今般、本事業の支援対象となる要件や支援内容等の周知を図るため、10 月 10 日より、東京、大阪など全国 8 箇所で、国土交通省担当官等による説明会を開催します。

- 1)対象者 : 主に事業者向け
- 2)開催日時・場所 : 平成 29 年 10 月 10 日 (火) ~12 月上旬において、全国 8 箇所で開催 (詳細は「別紙 1」参照)
東京及び大阪以外の 6 会場については、決まり次第、以下事務局の URL にてお知らせいたします。
- 3)説明時間 : 2 時間程度を予定 (開始 30 分前に開場)
- 4)主な内容 : 平成 29 年度住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の事業内容
平成 29 年度スマートウェルネス等推進事業の事業概要
(各事業の概要は「別紙 2」参照)
- 5)講師 : 国土交通省担当官 他
- 6)参加費 : 無料
- 7)参加方法 : 事前に参加申込みが必要です。参加を希望される場合は、以下事務局の URL を参照の上、FAX 又はメールにて申込みをお願いします。

【事務局】

平成 29 年度「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」等説明会事務局

TEL : 03-3239-8311 FAX : 03-3239-8789

URL : <http://snj-sw.jp>

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 山崎、係長 穴戸

TEL:03-5253-8111(内線 39857、39856)、03-5253-8952(直通)、FAX:03-5253-8140